

# 利用規則・宿泊約款

ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客さまには、宿泊約款第 11 条にもとづき下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。

この規則で定められた事項をお守り願えないときは、宿泊約款第 12 条により宿泊の継続をおことわりさせていただくことがあります。

## 【記】

1. 室内で暖房用、炊事用の火器及びアイロン等のご使用ならぬでください。
2. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさらぬでください。
3. ロビー及び客室内に次のようなものをお持ち込みにならぬでください。
  - (イ) 動物、鳥類（ペット類）。（ロ）著しく悪臭を発するもの。
  - (ハ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。
  - (ニ) 適法に所持を許可されていない銃刀剣類。
4. ホテル内で、とばく及び風紀を乱すような行為、又は他のお客さまに迷惑を及ぼすような言動はなさらぬでください。
5. 訪問客を客室にご案内なさらぬでください。
6. 客室やロビーを事務所及び展示室がわりにご使用なさらぬでください。
7. ホテル内でのお客さまに広告物を配布するような行為はなさらぬでください。
8. ホテル外から飲食物等のご注文や持ち込みはなさらぬでください。
9. お預かりのお洗濯物やお忘れ物の保管は、ご指定のない限りご出発後 6 ヶ月とさせていただきます。その後の処置につきまして法に基づいて取り扱わせていただきます。
10. 館内の諸設備及び諸物品についてのお願い。
  - (イ) その目的以外の用途にご使用なさらぬでください。
  - (ロ) ホテルの外へ持ち出さぬでください。
  - (ハ) 他の場所に移動したり加工したりなさらぬでください。

## 【お願い】

1. お勘定は到着時に前金にてお支払ください。なお、ご延長の場合は、その都度ご請求させていただきますのでご了承ください。
2. お支払いについてのご不審がございましたら、ご遠慮なくフロントにおたずねください。
3. ゆかた、スリッパ等のままで、客室からお出になることはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## 【本約款の適用】

第 I 条 1. 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定められていない事項については、法令又は習慣

によるものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および習慣に反しない範囲で特約に応じることができます。

#### 【宿泊引受の拒絶】

第2条1. 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者のうたがいがあると認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすとみとめられたとき。

宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

#### 【氏名等の明告】

第3条1. 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業。
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

#### 【予約金】

第4条1. 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を決めて、宿泊期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還いたします。

#### 【予約の解除】

第5条1. 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイキングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお受けした場合には、そのお受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる。）については、この限りではありません。

- (1) 一般客
    - イ. 宿泊日の前日に解除した場合。  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
    - ロ. 宿泊日当日に不泊及び不着及び解除した場合。  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%
  - (2) 団体客
    - イ. 宿泊日の9日前から宿泊日の2日前の日までに解除した場合。  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%。
    - ロ. 宿泊日の前日に解除した場合。  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
    - ハ. 宿泊当日に解除した場合。  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%。
2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の明示をされている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条1. 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から7号まで該当することになったとき。
  - (2) 第3条第1号の事項の申告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が申告されないとき。
  - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

#### 【宿泊の登録】

第7条1. 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントオフィスにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1項の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

#### 【チェックアウトタイム】

- 第8条1. 宿泊者は、宿泊当日当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は、午前10時とします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
- (1) 正午まで 客室料金の25%
  - (2) 午後2時まで 客室料金の50%
  - (3) 午後2時以降 客室料金の全額

#### 【料金の支払い】

- 第10条1. 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の到着の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントオフィスにおいて行っていただきます。ただし個人小切手は取扱っておりません。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

#### 【利用規則の遵守】

- 第11条1. 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて、当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 【宿泊継続の拒絶】

- 第12条1. 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りする場合があります。
- (1) 第2条 第3号から第7号までに該当することとなったとき。
  - (2) 前条の利用規則に従わないとき。

#### 【宿泊の責任】

- 第13条1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。
2. 宿泊者が当ホテル内に掲示した利用規則に従わないために発生した事故に関しては当ホテルはその責任を負いません。
3. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合をのぞき、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金はいただきません。